

別海高校におけるいじめの防止等のための基本方針

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を次に定めます。

1 基本方針

生徒一人ひとりの充実した学校生活のため、いじめの「防止」、「早期発見」、「早期対応」「早期解消」を組織的、計画的に行う。

2 いじめ防止対策委員会

基本方針を実効的に行うため上記委員会を組織し、委員（8名）を次のとおり定める。
教頭、総務部長、教務主任、生徒指導主任主事、養護教諭、学年主任

3 いじめ予防の取組

学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- (1) 学習指導の充実→「規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり」「コミュニケーション能力を育む授業づくり」
- (2) 特別活動、道徳教育の充実→「ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり」「ボランティア活動の充実」
- (3) 教育相談の充実→「生徒相談室の活用」
- (4) 人権教育の充実→「講演会等の開催」
- (5) 情報教育の充実→「教科「情報」におけるモラル教育の充実」
- (6) 保護者・地域との連携→「いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知」

4 いじめ早期発見の取組

解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

- (1) いじめを見つける校内研修の実施→「生徒からのサイン」「教室・家庭でのサイン」
- (2) 相談体制の整備→「各学年における面談の実施」「全教職員からの情報」
- (3) 定期的調査の実施→「アンケート調査の実施（6月、11月）」
- (4) 情報の共有→「各教科担任、部活動顧問などからの情報提供」「職員会議等での情報共有」

5 いじめへの対応

- (1) 生徒への対応
 - ア 被害生徒への対応→「安全・安心を確保する」「心のケアを図る」「今後について共に考える」
 - イ 加害生徒への対応→「事実確認」「いじめの背景や要因の理解に努める」「被害生徒の苦痛に気付かせる」「今後の生き方を考えさせる」
- (2) 関係集団への対応→「自分の問題として捉えさせる」「自己有用感が味わえる集団づくりに務める」
- (3) 保護者への対応
 - ア 被害生徒の保護者への対応→「共感的理解に立ち、じっくりと話を聞く」「対応状況や事実を明確に伝える」「親子のコミュニケーションを大切にするなど協力を求める」
 - イ 加害生徒の保護者への対応→「状況を速やか、かつ丁寧に説明する」「保護者の心情に配慮する」「解消するためには保護者の協力が不可欠であることを伝える」
- (4) 関係機関との連携
いじめは学校だけで解決が困難な場合もある。情報交換だけでなく、一体的な対応をとることが重要である。→「教育委員会との連携」「警察との連携」「福祉関係との連携」「医療機関との連携」

6 ネットいじめについて

- (1) ネットいじめの予防→「保護者への啓発（フィルタリング、保護者の見守り）」「情報教育の充実」「授業における情報モラル教育の充実」「ネット社会についての講話」
- (2) ネットいじめの把握→「被害者からの訴え」「閲覧者からの情報」「ネットパトロール」
- (3) ネットいじめへの対応
 - ア 生徒への指導→「速やかな削除を指導する」「相互の関係修復を指導する」
 - イ 保護者への連絡

7 その他

- (1) いじめに関する情報を共有するために、教頭は、定期的に委員会を開催する。
- (2) いじめに関しての訴え及び情報がもたらされた場合、速やかに教頭に報告し、教頭は、委員会を開催する。
- (3) 「いじめの防止等のための基本的な方針」を改善するための委員会を、教頭は、適宜開催する。